

# 令和 8 年度 牛久市児童クラブ 入級のご案内

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

児童クラブの入級案内等、児童クラブ関係のお知らせについては、  
随時、かっぱメール（児童クラブ情報）で配信しております。  
各学校のかっぱメールとは別に児童クラブ情報の登録が必要です。  
児童クラブのご利用を予定されている方は、必ずご登録ください！

## ★かっぱメール新規登録★

かっぱメールの登録をしていない方は、以下の URL から！

[かっぱメール | 牛久市公式ホームページ \(ushiku.lg.jp\)](https://ushiku.lg.jp)

## ★かっぱメール配信項目の追加★

既にかっぱメールを登録されている方で児童クラブ情報を追加する方は、以下の URL から！

[かっぱメール | 牛久市公式ホームページ \(ushiku.lg.jp\)](https://ushiku.lg.jp)

## 牛久市教育委員会 教育総務課

(ひたち野リフレビル 5 階)

〒300-1207 茨城県牛久市ひたち野東 1 丁目 33 番地 6

TEL : 029-873-2111 (内線 3332, 3333)

FAX : 029-872-2550

E-Mail: ksoumu@city.ushiku.ibaraki.jp

# ◆ 児童クラブの内容 ◆

## 1. 児童クラブの目的（放課後児童健全育成事業）

児童クラブは、市内の小学校、義務教育学校に在学する児童（１年生から６年生まで）のうち、放課後の時間帯に仕事をしているなどの理由により、保護者が家にいない児童を対象に、授業終了後から遊びや生活支援を行い、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする事業です。

## 2. 児童クラブの入級資格

保護者及び同居の親族（※１）が次の状況にある場合となります。

- （１）居宅外で労働することを常態（※２）としている場合。
- （２）居宅内で児童と離れ、家事以外の労働をすることを常態としている場合。
- （３）労働等に類する状態にある場合。（以下、５つの例参照）
  - ・保護者等が常時、昼間に家庭外就学又は技能訓練をしているとき。
  - ・母子及び父子家庭等で、求職活動中の状態にあるとき。
  - ・妊娠中（産前６週間前の月初以降）又は出産後（８週間後の月末まで）であるとき。
  - ・病気又は負傷の状態にあるとき。
  - ・同居又は別居の親族を常時介護し、又は常時看護しているとき。

※１ 同居の親族とは、祖父母、親類縁者又は同居人など、世帯を同じくしている者。

（世帯分離していても、同一又は隣接する敷地内に居住している者を含む。）

※２ 家庭で週２日以上、放課後に留守家庭になり、その状態が継続すると認められる児童。

以下のような場合には、入級許可の取消し・退級の勧奨・他施設への移行等の相談をさせていただきますことがあります。

- 家庭で保育ができるなど資格要件に該当しなくなったとき
- 申請書や就労証明書の内容に偽りが判明した場合
- 児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合

【例】

- ・無断欠席が続く場合
- ・休級が続き利用がない場合
- ・出席日数が著しく少ない場合
- ・１９時までのお迎えに間に合わない場合
- ・負担金の滞納が続く場合
- ・他の児童や支援員への暴力、迷惑行為が続く場合
- ・児童クラブ外に無断で突発的に出ていくなど危険な行為が続く場合
- ・支援に複数の支援員を要し、基準人数の支援員で対応できない場合
- ・故意に施設・備品等の損壊等を行う場合

※入級申請時に「承諾書」を提出していただきます。

### 3. 各児童クラブの開級日、開級時間

＜開級日＞

- ・毎週 月曜日から金曜日
- ・学校の行事等による振替休業日（運動会の代休等）
- ・県民の日（11月13日）

＜開級時間＞

- ・学校登校日 放課後 ～ 午後6時（延長申請者：～ 午後7時）
- ・学校休業日 午前8時 ～ 午後6時（延長申請者：午前7時～・～午後7時）

### 4. 土曜日の開級場所、開級時間

＜開級場所＞中根小児童クラブになります。

※土曜利用を希望される方は、中根小児童クラブまで送迎をお願いします。

※土曜日の利用には申請手続きと別途料金が発生します。

＜開級時間＞午前7時 ～ 午後7時

### 5. 児童クラブの開級日

- ・日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）
- ・お盆休み 8月12日～ 8月16日
- ・年末年始 12月29日～ 1月 3日
- ・登校前にインフルエンザ等の感染症、台風、大雪などで臨時休業となったとき。  
ただし、登校後に一斉下校になった場合は、下校時間から対応します。

### 6. 入級申込み手続きについて

#### ○新入生

令和8年4月1日から入級希望の方は、市ホームページに掲載しておりますので以下の URL から申請期間、提出場所等をご確認ください。

[令和8年4月1日から児童クラブの入級を希望されている皆様へ \(ushiku.lg.jp\)](https://ushiku.lg.jp)

#### ○年度途中

年度の途中から児童クラブの利用を希望される方につきましては、市ホームページに受付期間等の一覧を掲載しておりますので、以下の URL から必ずご確認ください。

[令和8年度牛久市児童クラブ入級受付期間及び負担金等一覧表 \(ushiku.lg.jp\)](https://ushiku.lg.jp)

※受付期限時点で児童クラブの定員を超えていると入級できない場合があります。

(令和2～4年度、令和6年度は中根小児童クラブでやむを得ず入級制限をしました。)

※利用予定がない場合は、適切な定員管理のため、申込みをお控えください。

利用が全くななくても負担金等はかかります。

## ○提出書類について（新入生・年度途中入級共通）

- (1) **児童クラブ入級申請書**・・・児童 1 人につき 1 部
- (2) **家庭状況調査票**・・・1 部（就労以外の理由の方は、裏面も記入）
- (3) **就労証明書等**・・・同居親族で働いている方全員分（父・母・祖父母等）
  - a.) ①会社等に勤務している（パート等を含む）、②内職者、又は③事業主、④農業等従事者である。  
→①②の必要書類：就労証明書  
③④の必要書類：●法人⇒就労証明書＋「源泉徴収票」の写し  
●個人事業主⇒就労証明書＋「直近の税申告書 1 表 2 表」の写し  
※事業所得額 0 円の場合は「青色申告決算書」または「収支内訳書」の写し  
※事業開始初年度の場合は、以下のいずれかの写し
    - ・開業届
    - ・登記事項証明書・営業許可証
    - ・事業の名称、所在地、内容がわかるパンフレットやホームページ
    - ・請負契約書
    - ・認定農業者認定証等
  - b.) 就学又は技能訓練をしている。→在学証明書や技能訓練をしていることを証明できる書類
  - c.) 母親が産前・産後である。→母子手帳の写し（産休中の方は就労証明書も必要）
  - d.) 病気・負傷又は看護・介護をしている→申立書（疾病）、申立書（介護）  
※診断書・障害者手帳等の写しの添付が必要となります。
  - e.) 母子・父子家庭等で求職中である。→公共職業安定所からの求職活動証明書等
  - f.) その他の場合→教育委員会が求めるもの
- (4) **負担金免除申請書**・・・P 5 の「12.児童クラブ負担金の免除について」をご確認ください。

こちらに合わせてご確認ください→[各種申請に必要な書類 \(ushiku.lg.jp\)](http://ushiku.lg.jp)

※（１）～（３）の書類がそろっていない場合は、受付することができません。

申請書等用紙は、[こちら](#)からダウンロード可能です。また、教育総務課や各児童クラブにもおいてありますので、必要な方はお申し付けください。

## 7. 内容変更について

○利用中に利用内容を変更または利用を中止（退級）する場合は、予め各種利用（中止）届出又は退級届出が必要となります。

○各種届出は、書面での届出のほか、インターネット上の「いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】」でもお手続き可能です。

※毎月、申請期間をかつぱメールでお知らせします。

○サービスの利用にはメールアドレス等の登録が必要です。以下の URL からご登録ください。

[【いばらき電子申請・届出サービス】手続き申込：手続き一覧 \(e-tumo.jp\)](http://e-tumo.jp)

※負担金額の確定や児童クラブでの準備に日数が必要なため、内容を変更又は中止(退級)する  
前月 25 日までに各児童クラブ又は教育総務課に届け出てください。

## 8. 児童クラブの送迎について

児童クラブからの児童の帰宅は、原則として保護者等（父・母・祖父母・高校生以上の兄姉）のお迎えが必要です。兄姉でも中学生以下のお迎えは、安全上認められません。また、お迎えできる方は、児童台帳に迎えに来る人として予め届出があった方のみとなります。お預かりは延長申請のあった場合で、午後 7 時まで（厳守）です。必ず午後 7 時までにお迎えをお願いします。

なお、開級時間中（午後 7 時まで）にお迎えが常時困難で、児童クラブに入級していない兄姉（4～6 年生）との集団下校で児童クラブから下校する場合は、送迎免除の届出が必要です。ただし、児童クラブから自宅までの間における安全管理は、保護者がその一切の責任を負うことになります。

※送迎免除の届出は、書面での届出のほか、「[いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】](#)」からでもお手続き可能です。

児童クラブ保護者送迎免除届出書は各児童クラブ、教育総務課に様式があります。

また、[こちら](#)からダウンロードしていただけます。

## 9. 新 1 年生の児童クラブ送迎について

児童クラブに入級する新 1 年生の 4、5 月の下校は、混乱を避けるため、児童クラブを利用しない日も集団下校はせず、児童クラブへ一旦登級となります。児童クラブへ速やかにお迎えをお願いします。

## 10. 保護者負担金について

○児童クラブの負担金等については以下の通りです。

| 項 目         | 月 額     | 説 明                                                                                                              |
|-------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負 担 金       | 3,000 円 | 児童クラブを利用するための費用                                                                                                  |
| おやつ<br>消耗品代 | 2,000 円 | おやつ（1,800 円）と消耗品（200 円）に要する費用<br>※おやつ代は 8 月を除く                                                                   |
| 延長利用料       | 2,000 円 | 登校日（午後 6 時～午後 7 時）と<br>休業日（午前 7 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 7 時）<br>を利用する場合に要する費用<br>※届出がされていない場合、1 日 500 円（上限 2,000 円/月） |
| 土曜利用料       | 1,000 円 | 土曜日を利用する場合に要する費用                                                                                                 |

○入級及び退級する月に限り、金額が変更となります。（下表参照）

| 1 か月間の在級期間日数<br>（休日を含む） | 負担金<br>（1 人当り） | 延長利用料   | 間食費     | 消耗品費  |
|-------------------------|----------------|---------|---------|-------|
| 1 日から 10 日まで            | 1,000 円        | 1,000 円 | 600 円   | 70 円  |
| 11 日から 20 日まで           | 2,000 円        | 1,500 円 | 1,200 円 | 140 円 |
| 21 日以上                  | 3,000 円        | 2,000 円 | 1,800 円 | 200 円 |

例) 4 月 17 日に新たに入級した場合

…月末まで残り 14 日のため、「11 日から 20 日まで」の金額となります。

※通級期間日数は土日、祝日を含みます。

○児童クラブ負担金等の支払い方法は原則口座振替となります。

※お手続きにつきましては、入級決定通知の送付時にご案内いたします。

※児童クラブの負担金口座振替のお手続きは、学校の口座振替手続きとは別に必要です。

## 11. 児童クラブ負担金等の滞納について

保護者の方に負担していただいている負担金、間食費、消耗品費は、児童クラブの運営にあたり必要不可欠な費用です。滞納が発生しますと費用が不足し、利用している児童の不利益となってしまいます。滞納されている場合は督促を行いますので、必ず期限までにお支払いください。

## 12. 児童クラブ負担金等の免除について

負担金等の免除については、以下の状態にある方が対象となります。

以下の免除対象者で、負担金等免除を希望される方は、「児童クラブ負担金・児童クラブ間食費・児童消耗品費免除申請書」を記入し、児童クラブ入級申請書と一緒にご提出ください。

| 免除対象者                  | 負担金<br>(3,000 円) | 延長料金<br>(2,000 円) | 土曜料金<br>(1,000 円) | 間食費<br>(1,800 円) | 消耗品費<br>(200 円) |
|------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 生活保護世帯<br>住民税非課税世帯     | 免 除              |                   |                   |                  |                 |
| アレルギー等で間食<br>の提供を受けない方 |                  |                   |                   | 免 除              |                 |
| 1ヶ月間休級を<br>希望する方       | 免 除              |                   |                   |                  |                 |

※1ヶ月間休級を希望する方は、P.3の「7.内容変更について」をご覧ください。

(毎月申請が必要です。)

※免除の適用は、申請日の翌月からになります。

※住民税非課税世帯の免除申請を希望する方は、年度に1回提出を受け付けています。

○税情報が確定する関係上6月から7月にかけて、負担金免除申請の再審査を行い、7月以降の免除の可否について、7月中に結果を送付いたします。

※確定申告や年末調整を行わないと、税情報が確認できず7月から負担金免除が不承認になってしまいますのでご注意ください。

※延長料金及び土曜料金は、利用届出者のみの免除対象項目です。

## 13. 児童クラブでの保険について

○児童クラブでは、事故などを起こさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起こることがあります。児童クラブの活動時間中の万一の事故等の備えとして、希望する方にはスポーツ安全保険への加入をご案内しています。

○スポーツ安全保険の掛金（保護者負担額 400 円）は、利用初月の負担金と合算して徴収します。

○掛金・補償額 ※入院日額や通院日額は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。（令和7年8月現在）

| 年間掛金<br>800 円/1 人当り            | 傷害保険金額   |              |                       |              | 賠償責任保険<br>支払限度額<br>(免責金額なし)                     |
|--------------------------------|----------|--------------|-----------------------|--------------|-------------------------------------------------|
|                                | 死亡       | 後遺障害<br>(最高) | 事故の日からその日を含めて 180 日以内 |              |                                                 |
|                                |          |              | 入院日数(180 日限度)         | 通院日数(30 日限度) |                                                 |
| 負担割合<br>牛久市：400 円<br>保護者：400 円 | 3,000 万円 | 4,500 万円     | 4,000 円               | 1,500 円      | 対人・対物賠償合算<br>1 事故 5 億円<br>ただし、対人賠償は<br>1 人 1 億円 |

※スポーツ安全保険に加入しない場合は、万が一の事故等に備え、個人でその他の保険に加入するなどの対応をお願いします。

## 14. 長期休業期間中の児童クラブ利用について

長期休業期間(夏休み等)のみ児童クラブを利用希望する方は、長期休業期間ごとに申請が必要です。

○各長期休業期間の申請については、以下の期間で受付予定です。

**※変更となる場合がありますので、かつぱメール、ホームページでご確認ください。**

**※通常の児童クラブの定員数に空きがある場合に長期休業期間の申請を受付します。**

**※通年で児童クラブをご利用している場合、各長期休業期間の再申請は必要ありませんが、延長利用をしたい場合は、長期休業期間ごとに事前に届出が必要です。**

| 学校の休業日 | 休業期間                        | 児童クラブ入級申込み期間（予定） |
|--------|-----------------------------|------------------|
| 夏季休業   | 7月21日～8月31日                 | 6月頃を予定           |
| 冬季休業   | 12月25日～1月7日                 | 11月頃を予定          |
| 春季休業   | 3月25日～4月6日<br>(新1年生は4月7日まで) | 2月頃を予定           |

○学校の長期休業のみ利用する場合の負担金の額は下表の通りです。

| 学校の休業日     | 負担金（1人当り） | 延長利用料   | 土曜利用料   | 消耗品費  |
|------------|-----------|---------|---------|-------|
| 夏季休業日（夏休み） | 3,000 円   | 2,000 円 | 1,000 円 | 300 円 |
| 冬季休業日（冬休み） | 1,000 円   | 1,000 円 | 利用不可    | 100 円 |
| 春季休業日（春休み） | 1,000 円   | 1,000 円 | 利用不可    | 100 円 |

## 15. 入級の決定の流れ



### ① 入級書類受付

- ・P.2～3の「6.入級申込み手続きについて」をご確認ください。

### ② 入級審査

- ・予定人員を上回る申込みがある場合、次の児童を優先とさせていただきます。

（ア）母子、父子家庭の世帯の児童

（イ）対象児童の世帯構成員に、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、要介護者若しくは要支援者がいることにより、他の世帯構成員による介護等を必要とするため、当該対象児童の保護が十分に行われないと認められる世帯の児童

（ウ）低学年児童

※児童クラブの空き状況により、家庭での保育が難しい状況のお子さんから入級を決定しますので、欠員が生じるまで待機して頂くこともあります。

### ③ 入級者決定

- ・入級の可否を問わず、文書にて通知いたします。

【第1次募集受付者への決定・・・1月中旬～2月下旬頃を予定】

【第2次募集受付者への決定・・・2月下旬頃を予定】

## 牛久市児童クラブ一覧（公立） 令和7年8月1日現在

| 名 称            | 定員    | 所 在 地               | 電 話 ・ F A X                              |
|----------------|-------|---------------------|------------------------------------------|
| 向台小児童クラブ       | 160 人 | 牛久市牛久町 1606 番地      | 029-874-6071                             |
| 岡田小児童クラブ       | 120 人 | 牛久市岡見町 2050 番地 2    | 029-874-6059                             |
| 牛久小児童クラブ       | 115 人 | 牛久市牛久町 2619 番地      | 029-872-0277                             |
| 神谷小児童クラブ       | 130 人 | 牛久市神谷 4 丁目 14 番地    | 029-871-6351                             |
| おくの義務教育学校児童クラブ | 79 人  | 牛久市久野町 670 番地 1     | 029-875-0041                             |
| 牛久第二小児童クラブ     | 81 人  | 牛久市田宮町 530 番地       | 029-873-2126                             |
| 中根小児童クラブ       | 247 人 | 牛久市中根町 235 番地       | 【1～4組】029-873-5041<br>【5・6組】029-871-3831 |
| ひたち野うしく小児童クラブ  | 208 人 | 牛久市ひたち野西 2 丁目 11 番地 | 029-873-1950                             |

※土曜日の児童クラブは、中根小児童クラブ（1組）で実施します。

★施設場所及び駐車場★

[牛久市児童クラブ一覧](#) | [牛久市公式ホームページ \(ushiku.lg.jp\)](#)

★児童クラブ Q&A★

[牛久市児童クラブ Q&A](#) | [牛久市公式ホームページ \(ushiku.lg.jp\)](#)

## 参考：牛久市内その他預かり事業者一覧

令和7年8月1日現在

「詳細については各事業者へ直接お問い合わせください。」

### ・茨城 Y M C A 牛久センターわいわい児童クラブ牛久

【住所】牛久市南 2-20-20

【電話番号】070-2645-3929

※事前登録制、最大 21 時まで。放課後に学校へお迎えあり。帰宅時は保護者お迎え。

### ・私立児童クラブ やまびこ家族～大志の家

【住所】牛久市中央 1-6-18

【電話番号】029-873-9528

※事前登録制、最大 21 時まで。送迎サービス対応。

### ・peek-A-boo（ピーかぶー）

【住所】牛久市ひたち野西 3-30-9 グロウス館ひたち野 1A

【電話番号】029-811-6924

※事前登録制、最大 21 時まで。放課後に学校へお迎えあり。帰宅時は保護者お迎え。

### ・うしくファミリーサポートセンター

【住所】牛久市中央 3-15-1（市役所分庁舎 1 階 牛久市社会福祉協議会内）

【電話番号】029-871-1295

※事前登録制、最大 20 時まで。送迎サービス対応。

（注）車での送迎はありません。

徒歩、自転車、公共交通機関（利用者負担）での送迎。

地域によっては対応できない場合があります。